

福井県報

第 253 号
令和 5 年
6 月 27 日(火)
火曜日発行

目次

(※は県例規集登載事項)

告示

- 有害な図書等の指定(二七九・県民安全課)……………二
- 生活保護法の規定による指定医療機関の指定(二八〇・地域福祉課)……………二
- 道路の区域の変更(二八一・道路保全課)……………二
- 道路の供用の開始(二八二・同)……………三
- 都市計画の変更および関係図書の縦覧(二八三・都市計画課)……………三

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(DX 推進課)……………三
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルの実施(交通まちづくり課)……………四
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(東京事務所)……………六
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(エネルギー課)……………六
 - 土地改良区の役員の退任(丹南農林総合事務所)……………七
 - 公共測量の実施(二件・土木管理課)……………七
 - 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………七
- 教育委員会告示
- 令和五年度福井県立高等学校後期編入学者選抜実施要項(定時制の課程および通信制の課程)(七・高校教育課)……………七
- 監査委員告示
- 監査の結果に関する報告の公表(一三)……………二
- 公安委員会告示
- 遊泳者保護区域の指定(七六・地域指導課)……………二
- 労働委員会規則
- ※福井県情報公開条例施行規則(三)……………一九
- 労働委員会告示
- ……………一九

※福井県情報公開条例施行規程を廃止する告示(三)……………二二六

正誤
○令和五年四月二十五日福井県告示(保安林の指定の解除の予定)……………二二六

知 示

福井県告示第279号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第11条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な図書等として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年6月27日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和5年6月13日

雑誌等

指定番号	図書等名	雑誌番号等	製作所、発行所等名
6-1	ゲッチュDVD 2023年7月号	雑誌13479-07	若生出版株式会社
6-2	DVDジャック 6月号	雑誌04851-06	株式会社エクストラコー
6-3	新生ニヤン倶楽部 淫妻ストーリーズ Vol. 2	雑誌68265-13	株式会社タピアーニ
6-4	ソゾ系美少女DVDコレクション	雑誌62893-64	株式会社バウンズバック
6-5	よろめきSpecial	雑誌09037-7	株式会社大洋図書
6-6	投稿キング特別編集 素人生撮り BEST COLLECTION VOL. 11	雑誌68548-12	ワイレブ出版株式会社
6-7	SANWA MOOK S級素人決定版 Vol. 4	雑誌64293-82	三和出版株式会社
6-8	S&M&F 実体験告白誌 ソニア倶楽部 2023 7月号	雑誌08331-07	三和出版株式会社
6-9	裏ネタJACK 6月号	雑誌01931-06	株式会社グイアプレス
6-10	実話ナックルズ 6月号	雑誌04877-6	株式会社大洋図書

令和5年6月27日（火）

福井県報第253号

福井県告示第280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定医療機関から指定の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月27日

福井県知事 杉本 達治

指定日	医療機関名称	医療機関住所
R5.6.1	津谷歯科医院	あわら市市姫2-27-27
R5.6.1	クスリのアオキ新敦賀薬局	敦賀市呉竹町2丁目5番6号
R5.6.1	クスリのアオキ今宿薬局	越前市今宿町第2号1番地の1
R5.6.1	クスリのアオキ上太田薬局	越前市上太田町第50号3番地1
R5.6.1	ひまわり薬局	大飯郡高浜町青戸1字坂1-19

福井県告示第281号

一般国道365号および一般県道鯖江織田線の下記区間において、災害復旧工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鯖江丹生土木部において、令和5年6月27日から20日間一般の縦覧に供する。

令和5年6月27日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位： m)	延長 (単位： m)
一般国道	365号	新	丹生郡越前町下河原37字 葭原29番3地先から 丹生郡越前町下河原37字 葭原30番地先まで	19.1 ～ 44.2	21.6
		旧	丹生郡越前町下河原37字 葭原29番3地先から 丹生郡越前町下河原37字 葭原30番地先まで	13.4 ～ 13.5	21.6

道路種類	区間	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
一般国道 鯖江織田線	新 丹生郡越前町下河原37字 菟原29番3地先から 丹生郡越前町下河原37字 菟原30番地先まで	19.1 ～ 44.2	21.6
	旧 丹生郡越前町下河原37字 菟原29番3地先から 丹生郡越前町下河原37字 菟原30番地先まで	13.4 ～ 13.5	21.6

福井県告示第282号

一般国道365号および一般県道鯖江織田線の下記区間において、災害復旧工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鯖江丹生土木部において、令和5年6月27日から20日間一般の縦覧に供する。

令和5年6月27日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	365号	丹生郡越前町下河原37字 菟原29番3地先から 丹生郡越前町下河原37字 菟原30番地先まで	令和5年 6月27日

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	鯖江織田線	丹生郡越前町下河原37字 菟原29番3地先から 丹生郡越前町下河原37字 菟原30番地先まで	令和5年 6月27日

福井県告示第283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年6月27日

福井県知事 杉本 達治

- 都市計画の種類
大野都市計画道路 3・6・2号
中保中野大橋線
- 都市計画を定める土地の区域
3・6・2号中保中野大橋線に係る土地
追加する部分
大野市友江および中狭の各一部
削除する部分
大野市中保、友江、中狭、中狭2丁目および中狭3丁目の各一部
- 縦覧場所
福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年6月27日

福井県知事 杉本 達治

- 随意契約に係る特定役務の名称および数量
福井県「デジタル地域通貨」導入事業 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県未来創造部DX推進課
福井県福井市大手3丁目17-1
- 随意契約の相手方を決定した日
令和5年5月26日
- 随意契約の相手方の名称および住所

- 株式会社ふくいのデジタル
 福井県福井市順化1丁目1番1号
 5 随意契約に係る契約金額
 288,431,770円
 6 契約の相手方を決定した手続
 公募型プロポーザルによる随意契約
 7 規則第4条の規定による公告を行った日
 令和5年2月8日
 8 随意契約にすることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルを実施するの
 で、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82
 号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月27日

福井県知事 杉本 達治

- 1 企画提案書の提出を求める事項
 - (1) 業務名
福井城址石垣ライトラップ整備業務
 - (2) 契約期間
契約締結日から令和6年3月25日まで
 - (3) 業務内容
「福井城址石垣ライトラップ整備業務仕様書」のとおり
 - (4) 履行場所
福井県福井市大手3丁目 他
福井城址
- 2 企画提案書を提出できる者の要件
 企画提案書を提出することができる者は、一の個人もしくは法人または共同企業体であつて、それぞれ福井城址石垣ライトラップ整備業務の調達に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について、3に定めるところにより受審資格認定申請書等を提出し、本件提案に係る受審資格を有することについて本県知事から確認を受け、県の認定を受けた者とする。
 - (1) 個人または法人
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する

者でないこと。

- イ 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- ウ 受審資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- エ 福井県に事務所または事業所を有する者にある者は、全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- オ 平成15年度以降に、国または地方公共団体による、道路、橋梁、河川、建築物など構造物等のライトラップ整備を行った実績を有する者であること。
- カ 次の(ア)から(イ)までのいずれにも該当しない者であること。
- (ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- (エ) 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- (イ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (2) 共同企業体

ア (1)のイからエまでおよびカに掲げる要件の全てを満たす個人または法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

 - (ア) 共同企業体の目的
 - (イ) 共同企業体の名称
 - (ウ) 構成員の名称および所在地
 - (エ) 代表構成員の名称および権限
 - (オ) 構成員の出資割合
 - (カ) 各構成員の責任
 - (キ) 利益金および欠損金の配当ならびに負担の割合
 - (ク) 取引金融機関の名称
 - (ケ) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置

- (ウ) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続または解散に対する措置
- (ウ) 共同企業体解散後の契約不適合責任
なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ本県と協議すること。
- イ 共同企業体の構成員が(1)オに掲げる要件を満たすこと。
- ウ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表構成員であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表構成員となること。
- エ 全ての構成員が、本件提案に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。
- 3 受審資格の認定の申請手続等
- (1) 受審資格の認定の申請手続等
企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならない。
- ア 提出書類および部数
受審資格認定申請書(様式1) 他、必要書類 1部
- イ 提出方法
持参または配達証明付き郵便によること。
- ウ 提出期限
令和5年7月10日(月)17時まで(必着)
- エ 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する部局の所在地および名称
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課
電話 0776-20-0724
- オ 提出資料の様式等
実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。
- (ア) 交付期間
令和5年6月27日(火)から令和5年7月10日(月)まで(土、日、祝日を除く。)の9時から17時までとする。
- (イ) 交付場所
3(1)エに同じ。
なお、福井県ホームページ(<https://www.pref.fukui.lg.jp>)からもダウンロードすることができる。
- (2) 受審資格の認定時期
受審資格の認定は、令和5年7月12日(水)までに行う。
- (3) 受審資格の認定結果
電子メールにより申請者に通知する。
- (4) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明
ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求められることができる。この場合においては、令和5年7月21日(金)17時まで、説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所に提出しなければならない。
- イ 県は、説明を求めた者に対して、書類の提出のあった日から10日以内に書面により回答する。
- 4 本業務に関する質問事項
本業務に関する質問事項については、令和5年7月18日(火)12時までに電子メールで文書(様式3)を提出すること(提出先: kotsuka@pref.fukui.lg.jp)。質問に対する回答は、電子メールにより、全ての受審資格認定者に対して一斉に行う。
- 5 企画提案書の提出手続
- (1) 提出書類および提出部数
ア 企画提案書 6部
イ アの電子データを収録した電子媒体 1部
- (2) 提出方法
持参または配達証明付き郵便によること。
- (3) 提出期限
令和5年8月7日(月)17時まで(必着)
- (4) 提出場所
なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。
3(1)エに同じ。
- (5) 提出資料の様式等
3(1)オに同じ。
- 6 プレゼンテーションの実施
提案者の審査を行うため、提案内容のプレゼンテーションおよび提案内容に関するヒアリングを実施する。その日程等は次のとおりとし、詳細は受審資格の認定結果と合わせて通知する。
- (1) 開催日時
令和5年8月9日(水)頃を予定している。
- (2) 開催場所

福井県庁舎内

7 審査会および契約先候補者の選考等

(1) 審査会

審査委員会が、提出された企画提案書およびプレゼンテーションの内容等に基づき審査を行う。

(2) 審査結果

審査結果について、採否に関わらず企画提案書を提出した者に書面で通知する。なお、審査結果の異議申立ては、一切受け付けない。

(3) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

ア 選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、別途通知する日までに、その旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所へ提出しなければならない。

イ 県は、説明を求めた提案者に対しては、書面の提出があった日から10日以内に書面により回答する。

8 その他

(1) この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国の通貨に限る。

(2) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた書類等は一切受け付けない。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 企画提案に関する経費は、全額提案者負担とする。

(5) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。

(6) 提案者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容についての説明を求めることがある。

(7) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。

9 Summary

(1) Subject matter

Proposals for Fukui Castle Ruins Stone Walls Illumination Project

(2) Time-limit for the submission of proposals

5:00P.M. 7th August 2023

(3) Contact point for the notice

Transportation and Urban Development Division, Bureau of Shinkansen,
Transportation and Urban Development, Department of Future Creation, Fukui
Prefectural Government, 3-17-1, Ote, Fukui city, Fukui Prefecture, 910-8580, Japan.
TEL 0776-20-0724

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年6月27日

福井県知事 杉本 達治

1 随意契約に係る特定役務の名称

首都圏北部をターゲットとした巡回キャラバン業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県東京事務所

東京都千代田区平河町2-6-3都道府県会館10階

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年5月31日

4 随意契約の相手方の名称および所在地

株式会社福井新聞社

福井県福井市大和田2丁目801

5 落札金額

64,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年6月27日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る物品の名称と数量

福井県若狭湾エネルギー研究センター植物育成室修繕業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県エネルギー環境部エネルギー課

福井県福井市大手3丁目17番1号

3 落札者を決定した日

令和5年5月24日

4 落札者の名称および住所

株式会社服部商会

福井県福井市成和1丁目810

5 落札金額

44,495,000円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和5年4月11日

日野川用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年6月7日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年6月27日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏 名 住 所

理事 上嶋 善一 越前市北町41-24

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和4年11月17日に福井地方法務局より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年6月27日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

2 作業の種類

公共測量（空中写真測量）

3 作業の期間

令和5年6月9日から令和5年12月11日まで

4 作業の地域

福井県小浜市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和4年11月17日に福井地方法務局より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年6月27日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

西日本高速道路株式会社関西支社福知山高速道路事務所

2 作業の種類

公共測量（2級基準点測量）

3 作業の期間

令和5年5月15日から令和5年9月19日まで

4 作業の地域

福井県小浜市地内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、大野市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年6月27日

福井県知事 杉本 達治

1 都市計画の種類および名称

(1) 種類

大野都市計画道路

(2) 名称

3・5・17号中萩美里線

2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第7号

令和5年度福井県立高等学校後期編入学者選抜実施要項（定時制の課程および通信制の課程）を次のように定める。

令和5年6月27日

福井県教育委員会

令和5年度の福井県立高等学校（以下「県立高校」という。）の定時制の課程および通信制の課程の後期編入学者の選抜は、この要項の定めるところにより実施する。

第1 募集

1 募集する学校・学科

下記の学校・学科において、欠員数等に応じて募集する。

定時制の課程 通信制の課程

学校名	学科名	学校名	学科名
丸岡	普通(昼間)	道守	普通
大野	普通(昼間)		
鱒江	普通(昼間)		
武生	普通(昼間)		
敦賀	普通(昼間)		
若狭	普通(昼間)		
道守	普通(午後)		
	普通(夜間)		

2 応募資格

後期編入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 高等学校またはこれに準ずる学校に在籍したことがある者
- イ 高等学校に準ずる学校に在籍している者
- ウ 学校教育法施行規則第95条第1号または第2号に該当する者で、令和5年4月以降に帰国または入国した者

第2 受験に関する事前説明

- (1) 編入学を志願する者(以下「志願者」という。)および保護者は、7月31日(月)から8月4日(金)までの間、8月17日(木)から8月18日(金)までの間および8月21日(月)から8月22日(火)までの間に、志願先の県立高校において、出願や編入学後の教科・科目の履修等について、事前に説明を受けること。ただし、志願者が成人の場合、父母等の同伴は不要とする。
- (2) 事前説明に当たっては、志願者は、過去に在籍していた学校または現在在籍している学校(以下「前籍校」という。)において作成した「学籍および単位修得証明書(様式編入第2号)」および「在籍した学年の3(4)カ年間の教育課程表」を、志願先の県立高校に持参する。

ただし、応募資格のウに該当する者は、前籍校における成績を証明する書類(日本語または英語で作成)をもって「学籍および単位修得証明書」に代えることができる。

(3) 志願先の県立高校の校長(以下「県立高校長」という。)は、志願者が持参する「学籍および単位修得証明書」をもとに、応募資格を確認し、編入学後の学校生活等について相談に応じるものとする。

第3 出願

1 出願期間

- (1) 出願の受付期間は、令和5年8月24日(木)および8月25日(金)の両日とする。

- (2) 受付時間は、8月24日(木)は午前9時から午後4時までとし、8月25日(金)は午前9時から正午までとする。

(3) 郵送により出願する場合は、書留郵便によることとし、出願受付期間内(ただし、8月25日(金)は正午までとする。)に到着したものに限り、受け付ける。この場合においては、受験票返送用として、宛て先を記入し書留郵便に必要な切手を貼った封筒を同封すること。

2 出願手続等

- (1) 出願は、一人1校1課程1学科に限る。

(2) 志願者は、出願期間中に、次の書類を志願先の県立高校長に提出すること。

ア 福井県立高等学校編入学願書および受験票(様式編入第1号)

イ 単位修得および成績証明書(様式編入第3号)

ただし、イについては、前籍校において厳封されたものであること。

(3) 編入学願書には、入学審査料として、1,500円分の福井県証紙を貼り付けること。この場合において、その証紙に消印をしてはならない。

(4) 志願先の県立高校長は、編入学願書等の提出を受けた場合において、適正であると認めたときは、これを受理し、受験番号を付した上で、志願者に受験票を交付する。

(5) 志願先の県立高校長は、編入学願書の受付期間中の両日、その日の受付終了後速やかに、出願者数をフラクシミリで福井県教育委員会に報告するとともに、校内に掲示する。

なお、電話等による出願者数の照会には、応じないものとする。

第4 学力検査等

1 学力検査等の実施

(1) 編入学者選抜の資料とするため、学力検査等を実施する。

(2) 学力検査等は、令和5年8月31日(木)に、編入学願書を提出した県立高校において実施する。

(3) 定時制の課程においては、国語・英語・数学の3教科の学力検査および面接を実施し、通信制の課程においては、面接のみ実施する。

2 編入学者の選抜

志願先の県立高校長は、提出書類および学力検査等の結果を資料として、編入学者を選抜する。

3 合格者の発表

志願先の県立高校長は、令和5年9月1日(金)の午後4時以降に、合格者の受験番号を各県立高校のホームページに掲載する。その後、合格者に通知するものとする。

また、合格者の決定後速やかに、合格者数をフラクシミリで福井県教育委員会に報告するものとする。

様式編入第1号(Ａ4判横)

福井県立高等学校編入学願書

受験番号 ※

志願高校	福井県立 高等学校 (昼間・午前・午後・夜間) 部	課程	科
応募資格 に係る学歴	学校	課程	科 第 卒 退 学 学
ふりがな	(消印をしないこと。)		
本人	氏名		
人	現住所		
	生年月日	昭和・平成	年 月 日
保護者	氏名 (続柄)	()	
	現住所		
上記のとおり編入学を志願します。			
		令和	年 月 日
福井県立		高等学校長 様	

(裏面)

学力検査日程表

9:00	定時制	通信制
	出欠調査	
9:15	注意	
9:20	休憩	
10:00	国語	面接
10:20	休憩	
11:00	英語	
11:20	休憩	
12:00	数学	
13:00	昼食	
	面接	

編入学願書記入上の注意

- ※印刷は、記入しないこと。選択をする欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 「応募資格に係る学歴」の欄は、過去に在籍した学校または現在在籍している学校についてその在籍状況を記入すること。
- 氏名は、住民票に記載されているとおりの氏名を、かいついで記入すること。外国人の場合は、外国人登録証明書または在留カードに記載されているとおりの氏名を記入すること。
- 「保護者」の欄の続柄は、本人との続柄とし、例えば、「父」のように記入すること。
- 学力検査日に18歳以上の者は、「保護者」の欄への記入は要しない。
- 入学審査料として、1,500円の福井県証紙を貼り付けること。

受験票

※	受験番号	
ふりがな		
氏名		
生年月日	昭和・平成	年 月 日
志願高校	※	福井県立 高等学校
学力検査	※	令和 年 月 日
受験者の心得		
1 早めに受験会場に行き、担当者の指示に従うこと。		
2 携行品：受験票、上ばき、鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、コンパス、定規など。		
分度器および分度器機能付きのものには、使用できない。		
3 下敷きは、担当者の許可を受けて使用すること。		
4 時計は、計時機能だけのものに限る。		
5 携帯電話等を持ち込まないこと。		
※通信制の課程においては、面接のみ実施します。		

様式編入第2号 (A4判縦)

事前説明用

学籍および単位修得証明書

学籍の記録													
ふりがな 氏名					性別	学校名 (学科名)	()						
生年月日	昭和・平成	年	月	日生		入学・ 編入学 等	平成・令和	年	月	日	入学 編入学 転入学		
現住所	都道府県				市郡区	在籍・ 卒業等	第 学年在籍						
	町村				番地		平成・令和 年 月 日 卒業 退学						
各教科・科目等の単位修得の記録													
教科・科目	修得単位					修得単位の計	教科・科目	修得単位					修得単位の計
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年		
国語						外国語							
地理歴史						家庭情報数							
公民													
数学													
理科													
保健													
芸術						総合的な探究の時間							
						小計							
						留学計							
						合計							

上記の記載事項に誤りがないことを証明する。

令和 年 月 日

学校長 印

記載責任者 印

単位修得および成績証明書

受験番号 ※

学籍の記録		氏名		昭和・平成 年 月 日生		性別		現住所		都道府県 町 村		市郡 区 番 地		
学校名 (学科名)		昭和・平成 年 月 日生		平成・令和 年 月 日 卒業		第 学年 在学		第 学年 退学		第 学年 卒業		第 学年 卒業		
各教科・科目等の学習の記録														
教科・科目	評 定				修得の単位数	教科・科目	評 定				修得の単位数			
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年				
国語						外国語								
地理歴史						家庭情報								
公民						理科								
数学						総合的な探究の時間								
理科						小 留 学 計								
体育						総合的な探究の時間								
芸術						小 留 学 計								

総合的な探究の時間の記録

学習活動	総合的な探究の時間の記録						
評価	特別活動の記録	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年		
	総合的見とおし指導上参考となる諸事項						
第1学年							
第2学年							
第3学年							
第4学年							
出欠の記録							
区分学 年	授業日数	出席停止・愚引等の日数	留学中の授業日数	出席しなかった日数	欠席日数	出席日数	備 考
1							
2							
3							
4							
本書の記載事項に誤りがないことを証明する。							
令和 年 月 日				学校長 印		記載責任者 印	

監査委員告示

福井県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した同条第1項の規定による監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月27日

福井県監査委員 兼井 大
同 山浦 光一郎
同 江川 権一
同 伊藤 和弘

第1 随時監査の趣旨

県の機関における財務に関する事務の執行について、不適正な事務処理防止の観点から補助金の執行状況を確認するため、定期監査とは別に、「福井県監査委員監査基準」に準拠し、随時監査を実施した。

第2 監査の対象

嶺南振興局（二州）が若狭町、敦賀市および美浜町に交付した多面的機能支払交付金のうち、平成30年度から令和4年度に交付したものを対象とした。

第3 監査の着眼点

- 1 補助金交付要綱、交付要領、交付事務マニュアル等の規程は適正に整備されているか。
- 2 補助金交付の事務手続（額の確定に係る検査等）は適正に行われているか。
- 3 同様の不適正事案が再発しないよう、県として適切な措置を講じているか。

第4 監査の実施方法

監査は、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が書面により実施した。なお、事務局職員による調査は、嶺南振興局（二州）に加え、農村振興課、若狭町および若狭町農地水広域協定の立会いを求めて実施した。

第5 随時監査の結果等

1 実施状況

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 対象機関 | 嶺南振興局（二州） |
| (2) 実施年月日 | 令和5年5月31日 |

（事務局職員による調査 令和5年5月10日）

2 結果

嶺南振興局（二州）における若狭町、敦賀市および美浜町に対する多面的機能支払交付金の交付事務については、補助金交付要綱、交付事務マニュアル等の規程は適正に整備されており、支払および検査事務についても、同規程に基づき適正に行われていた。

3 検討事項

若狭町を通じて若狭町農地水広域協定に交付した多面的機能支払交付金について、同協定を構成する活動組織の一部で不適正経理が行われていたことは誠に遺憾である。本交付金を所管する農村振興課は、各市町におけるチェック体制の点検を行うとともに、各活動組織の実施状況報告を確認する際は、これまで以上に厳格に審査を行うよう市町を指導するなど、より実効性のある再発防止策を講じらるたい。

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第76号

福井県遊泳者の事故防止に関する条例（平成5年福井県条例第3号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、遊泳者保護区域を指定するので、条例第12条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年6月27日

福井県公安委員会

委員長 春木麻紀子

1 鷹巣海水浴場

(1) 海水浴場の名称

鷹巣海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名	住所
鷹巣観光協会 会長 小玉征子	福井市浜住町1-3
内田都志子	浜住町4-23
宇野丘実子	上野町9-44
山口翔太	鯖江市松成町3-76-3
林 友男	福井市和布町11-42-1
小西秀子	免鳥町34-6-2

- 中田光子 ♪ 西二ツ屋町1-5
 中村彰宏 ♪ 足羽2丁目9-10
 (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および福井南警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
 令和5年7月10日から同年8月19日まで
- 2 浜地海水浴場
 (1) 海水浴場の名称
 浜地海水浴場
 (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
 氏名 住所
 浜地浜茶屋振興会
 会長 坂田あずさ
 坂井市三国町浜地32-22
 佐藤 肇 ♪ ♪ 浜地35-4
 (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および坂井西警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
 令和5年7月1日から同年8月31日まで
- 3 花城海水浴場
 (1) 海水浴場の名称
 花城海水浴場
 (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
 氏名 住所
 花城有限責任事業組合
 事務局 柳本忠康
 敦賀市鶴川41-3-1
 (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間

- 令和5年7月1日から同年9月28日まで
- 4 丹生白浜海水浴場
 (1) 海水浴場の名称
 丹生白浜海水浴場
 (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
 氏名 住所
 丹生区
 区長 納谷昇治
 三方郡美浜町丹生48-18
 (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
 令和5年7月1日から同年8月31日まで
- 5 竹波海水浴場
 (1) 海水浴場の名称
 竹波海水浴場
 (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
 氏名 住所
 竹波観光協会
 会長 畑 英明
 三方郡美浜町竹波20-14
 伊藤次郎 ♪ ♪ 竹波20-3
 中村治正 ♪ ♪ 竹波19-49
 中道勇海 ♪ ♪ 竹波19-18
 (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
 令和5年7月1日から同年8月31日まで
- 6 水晶浜海水浴場
 (1) 海水浴場の名称
 水晶浜海水浴場
 (2) 海水浴場開設者の氏名および住所

- 氏名 住所
竹波観光協会
会長 畑 英明
三方郡美浜町竹波20-14
知場昌広 敦賀市木崎12-17-1
畑中 豊 三方郡美浜町竹波18-6
伊藤修二 〃 竹波23-4
高橋健一 敦賀市昭和町2丁目10-1
中村裕也 三方郡美浜町竹波19-51
田中 光 〃 竹波13-9
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和5年7月1日から同年8月31日まで
- 7 菅浜海水浴場
(1) 海水浴場の名称
菅浜海水浴場
(2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
菅浜区
区長 吉本 稔
三方郡美浜町菅浜92-2
菅浜生協理事長
武田道夫 〃 菅浜92-29
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和5年7月1日から同年8月31日まで
- 8 ザイヤ浜海水浴場
(1) 海水浴場の名称
ザイヤ浜海水浴場
(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

- 氏名 住所
菅浜区
区長 吉本 稔
三方郡美浜町菅浜92-2
ザイヤ浜支配人
井上竜司 大阪市旭区赤川1-11-8
藤田 悟 三方郡美浜町菅浜92-32
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和5年7月1日から同年8月31日まで
- 9 気北の松原海水浴場
(1) 海水浴場の名称
気北の松原海水浴場
(2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
一般社団法人敦賀観光協会
会長 池田裕太郎
敦賀市神楽町2丁目2-4
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和5年7月15日から同年8月20日まで
- 10 水島海水浴場
(1) 海水浴場の名称
水島海水浴場
(2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
色浜区
区長 古川 満
敦賀市色浜31-15
中川幸一 〃 浦底5-11

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域
 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間
 令和5年7月8日から同年8月31日まで

1 1 人魚の浜海水浴場

(1) 海水浴場の名称
 人魚の浜海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所
 氏名 住所

小浜市
 市長 松崎晃治

小浜市大手町6-3

小浜地区区長会
 会長 岡村嘉彦

小浜鈴鹿38

伸びゆく西部をつくる会
 会長 大島洋一

小浜貴船51海岸通り

藤井研治 〃 日吉79

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域
 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間
 令和5年7月3日から同年8月31日まで

1 2 若狭鯉川シーサイドパーク

(1) 海水浴場の名称
 若狭鯉川シーサイドパーク

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所
 氏名 住所

小浜市
 市長 松崎晃治

小浜市大手町6-3

社会福祉法人つぐみ福祉会小浜事業所

理事長 天谷泰公

小浜市加斗56-61-1

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域
 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間
 令和5年6月30日から同年8月31日まで

1 3 矢代海水浴場

(1) 海水浴場の名称
 矢代海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所
 氏名 住所

矢代観光協会
 会長 栗駒正一

小浜市矢代11-15

池端孫勝 〃 矢代4-38

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域
 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間
 令和5年7月1日から同年8月31日まで

1 4 西小川海水浴場

(1) 海水浴場の名称
 西小川海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所
 氏名 住所

西小川観光協会
 会長 村上美良

小浜市西小川9-7

瀬戸久武 〃 西小川9-21

角谷幸夫 〃 西小川9-22

中島一男 〃 西小川9-23

服部浩治 〃 西小川9-15

中山隆弘 〃 西小川6-2

- 仲村 工 ♪ 西小川 9-9
川代宣行 ♪ 西小川 9-11
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和5年7月6日から同年8月31日まで
- 1.5 阿納海水浴場
(1) 海水浴場の名称
阿納海水浴場
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
阿納観光協会
会長 中川 勝
小浜市阿納11-18
小町孝雄 ♪ 阿納10-16
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和5年7月12日から同年8月26日まで
- 1.6 犬熊海水浴場
(1) 海水浴場の名称
犬熊海水浴場
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
犬熊観光協会
会長 西川寿宏
小浜市犬熊12-6
上坂幸一 ♪ 犬熊16-13
浜本富士子 ♪ 犬熊16-3
浜岸宗嗣 ♪ 犬熊16-4
西川正美 ♪ 犬熊13-8
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域

- 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和5年7月3日から同年8月31日まで
- 1.7 若狭和田・白浜・鳥居浜・城山海水浴場
(1) 海水浴場の名称
若狭和田・白浜・鳥居浜・城山海水浴場
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
一般社団法人若狭高浜観光協会
会長 村宮嘉彦
大飯郡高浜町宮崎77-1-8
- 福井信次 ♪ 和田136-5-1
小幡憲仁 ♪ 青戸3-1-25
桜木 秀 ♪ 和田128-23-4
細田直彦 ♪ 和田104-5-14
福井唯人 ♪ 和田135-4-2
大西健次郎 ♪ 和田111-12
大西絵美 ♪ 和田105-2-4
福井啓道 ♪ 和田122-41-4
小幡 稔 ♪ 和田127-43
岡本真斉 ♪ 青戸3-1-62
櫻木幸穂 ♪ 和田127-46
山根あい子 ♪ 和田128-2-2
高岸康佳 ♪ 和田127-35-1
小松政春 ♪ 和田126-35-3
岸野一男 ♪ 青戸1-1-38
今井俊吾 ♪ 和田110-26-3
絵馬嘉則 ♪ 青戸1-1-57
松井 弘 ♪ 和田126-38
関 茂信 ♪ 和田128-2-4
大下裕義 ♪ 子生15-3
勝見美津子 ♪ 和田120-16-2
白浜海浜組合
組合長 松岡明雄

- 岸本敏弘 〃 〃 蘭部54-28
 山口仁悦 〃 〃 蘭部61-5
 奥東宏美 〃 〃 柴水ヶ丘1-147
 岩滝宏二 〃 〃 蘭部51-30
 池田充宏 〃 〃 宮崎87-14-56
 鳥居浜海浜組合 〃 〃 下車持3-14
 組合長 十一家 均
 〃 〃 畑11-9-311
- 高浜町
 町長 野瀬 豊 宮崎86-23-2
 見玉久佳 〃 〃 立石18-3
 臼井弘明 〃 〃 宮崎72-22-7
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
 令和5年7月8日から同年8月20日まで
- 1 8 若宮海水浴場
 (1) 海水浴場の名称
 若宮海水浴場
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
 氏名 住所
 若宮海浜組合
 組合長 田宮 豊
 大飯郡高浜町若宮1-5-15
- 高浜町
 町長 野瀬 豊 宮崎86-23-2
 江上宙利 〃 〃 事代1-57
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
 令和5年7月8日から同年8月20日まで
- 1 9 はまなすパーク海水浴場
 (1) 海水浴場の名称
 はまなすパーク海水浴場
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
 氏名 住所
 はまなすパーク管理組合
 組合長 澤田正廣
 大飯郡高浜町東三松5-4
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
 令和5年7月8日から同年8月20日まで
- 2 0 えびす浜パーク海水浴場
 (1) 海水浴場の名称
 えびす浜パーク海水浴場
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
 氏名 住所
 えびす浜パーク管理組合
 組合長 山下泰弘
 大飯郡高浜町西三松7-9
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
 令和5年7月8日から同年8月20日まで
- 2 1 志積海水浴場
 (1) 海水浴場の名称
 志積海水浴場
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
 氏名 住所
 志積観光協会

会長 西川 徹

小浜市志積15-6

- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和5年7月1日から同年8月31日まで

労働委員会規則

福井県情報公開条例施行規則を公布する。

令和五年六月二十七日

福井県労働委員会 会長 井上 毅

福井県労働委員会規則第三号

福井県情報公開条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福井県情報公開条例(平成十二年福井県条例第四号。以下「条例」という。)の施行に関し、福井県労働委員会が行う情報公開に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(公文書公開請求書)

第二条 条例第六条第一項の書面は、公文書公開請求書(様式第一号)によるものとする。

(公文書公開決定通知書等)

第三条 条例第十一条第一項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面による。

一 公文書の全部を公開する旨の決定 公文書公開決定通知書(様式第二号)

二 公文書の一部を公開する旨の決定 公文書一部公開決定通知書(様式第三号)

2 条例第十一条第二項の書面は、公文書非公開決定通知書(様式第四号)による。

(公開決定等期間延長通知書等)

第四条 条例第十二条第二項の書面は、公開決定等期間延長通知書(様式第五号)による。

2 条例第十二条第三項の書面は、公開決定等期限特例適用通知書(様式第六号)による。

(事案移送通知書)

第五条 条例第十三条第一項の書面は、事案移送通知書(様式第七号)による。

(第三者に対して通知する事項等)

第六条 条例第十四条第一項および第二項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公開請求の年月日

二 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

三 意見書を提出する場合の提出先および提出期限

2 条例第十四条第一項または第二項の規定による通知は、第三者意見照会書(様式第八号)によりするものとする。

3 条例第十四条第三項(条例第二十条において準用する場合を含む。)の書面は、第三者情報公開通知書(様式第九号)による。

(電磁的記録の公開の方法)

第七条 条例第十五条第三項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 福井県労働委員会が保有する機器およびプログラムを用いて用紙に出力することができる電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力した物またはそれを複写した物の閲覧または交付

二 福井県労働委員会が保有する機器およびプログラムを用いて再生することができる電磁的記録 当該電磁的記録または当該電磁的記録を複写した物を再生したものの閲覧、聴取または視聴

2 前項の実施機関が別に定める方法は、当該電磁的記録を録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスクその他の電磁的記録媒体に複写した物の交付が容易であるときは、同項の規定にかかわらず、当該複写した物の交付とすることができる。

(写しの交付部数)

第八条 条例第十五条の規定により公文書の公開を行う場合において、公文書の写し(条例第十五条第四項または前条の規定により交付する物を含む。)を交付するときの交付部数は、公開請求一件につき一部とする。

(審査会諮問通知書)

第九条 条例第十九条の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第十号)によりするものとする。

附 則

この規則は、令和五年六月二十八日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

公文書公開請求書

年 月 日

福井県労働委員会
会長 様

郵便番号

住所または居所
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地〕

氏名
〔法人その他の団体にあつては、名称および代表者の氏名〕

電話番号

福井県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公開請求に係る公文書の名称または内容	
公開の実施の方法 (希望する公開方法の□内にし印を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 閲覧・聴取・視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 (□送付希望)

※印の欄には記入しないでください。

※ 担当	
※ 備考	

様式第2号 (第3条関係)

公文書公開決定通知書

第 年 月 日

様

福井県労働委員会
会長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開について、福井県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を公開することを決定したので通知します。

公文書の名称	
公開の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 <input type="checkbox"/> その他 ()
公開の日時	年 月 日 午前 時 分から 午後
公開の場所	
担当	(電話番号 内線 ())
備考	

注

- 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当へ連絡してください。

様式第3号(第3条関係)

公文書一部公開決定通知書

第 年 月 日 号

様

福井県労働委員会
会長

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開について、福井県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することを決定したので通知します。

公文書の名称	
公開しない部分	
公開しない理由	
※ 公開しない部分を公開することができる期日および範囲	年 月 日(この日以降に改めて請求してください。) (範囲)
公開の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他()
公開の日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分から
公開の場所	
担当	(電話番号 内線())
備考	

注

- 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
 - 2 ※印の欄は、公開しない部分について、公開できるようになる期日があらかじめ明らかであるときに記入してあります。
 - 3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当へ連絡してください。
- 1 この決定に不服のある場合は、この決定のあったこと知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県労働委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定のあったこと知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県労働委員会となります。
- 3 1の審査請求をした場合のこの決定の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第4号(第3条関係)

公文書非公開決定通知書

第 年 月 日 号

様

福井県労働委員会
会長

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開について、福井県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を公開しないことを決定したので通知します。

公文書の名称	
公開しない理由	
※ 公開することができる期日および範囲	年 月 日(この日以降に改めて請求してください。) (範囲)
担当	(電話番号 内線())
備考	

注

- ※印の欄は、公開しない部分について、公開できるようになる期日があらかじめ明らかであるときに記入してあります。
- 1 この決定に不服のある場合は、この決定のあったこと知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県労働委員会に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この決定の取消しの訴えは、この決定のあったこと知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県労働委員会となります。
 - 3 1の審査請求をした場合のこの決定の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第5号 (第4条関係)

公開決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

福井県労働委員会
会長



年 月 日付けで請求のあった公文書の公開について、福井県情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長したので通知します。

公文書の名称	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当	(電話番号) 内線 ())
備考	

様式第6号 (第4条関係)

公開決定等期限特例適用通知書

第 年 月 日 号

様

福井県労働委員会
会長



年 月 日付けで請求のあった公文書の公開について、福井県情報公開条例第12条第3項の規定を適用することとしたので通知します。

公文書の名称	
公開請求があった日から起算して45日以内に公開決定等をする部分	
福井県情報公開条例第12条第3項の規定を適用する理由	
残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日
担当	(電話番号) 内線 ())
備考	

様式第7号(第5条関係)

事案移送通知書

第 年 月 日

様

福井県労働委員会
会長 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開について、福井県情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

公文書の名称	
移送をした実施機関	(電話番号) 内線())
移送をされた実施機関	担当課(所) (電話番号) 内線())
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備考	

注 この公開請求に係る公開決定等については、移送をされた実施機関が行います。

様式第8号(第6条関係)

第三者意見照会書

第 年 月 日

様

福井県労働委員会
会長 印

福井県情報公開条例に基づき、次のとおりあなた(貴)に関する情報が記録された公文書について公開請求がありました。
本件公開請求に係る公文書の公開について御意見があれば、別紙「公文書の公開に係る意見書」により回答してください。

公開請求の年月日	年 月 日
公文書の名称	
上記公文書に記録されているあなた(貴)に関する情報の内容	
意見書の提出先担当	(電話番号) 内線())
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

(別紙)

公文書の公開に係る意見書

年 月 日

福井県労働委員会
会長 様

郵便番号

住所 (法人その他の団体において、)
(主たる事務所の所在地)氏名 (法人その他の団体において、)
(名称および代表者の氏名)

電話番号

年 月 日 付け 第 号で照会があったことについて、次のとおり回答します。

(1、2のうち該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。)

1 公開に反対しない。

2 公開に反対する。

(1) 公開に反対する部分

(2) 公開に反対する理由 (公開することが生じる支障等)

様式第9号 (第6条関係)

第三者情報公開通知書

第 号
年 月 日

様

福井県労働委員会
会長

印

先に照会しましたあなた(貴)に関する情報が記録されている公文書について、次のとおり公開することを決定しましたので、福井県情報公開条例第14条第3項(同条例第20条において準用する同条例第14条第3項)の規定により通知します。

公文書の名称	
公開決定により公開されるあなた(貴)に関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開請求に対する決定の表示	年 月 日 付け 第 号による 公文書(一部)公開決定
公開を実施する日	年 月 日
担当	(電話番号) 内線()
備考	

1 公開請求に対する決定に不服のある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県労働委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この決定の取消しの訴えは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県労働委員会となります。

3 1の審査請求をした場合のこの決定の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁判のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第10号(第9条関係)

審査会諮問通知書

第 年 月 日

様

福井県労働委員会
会長

印

年 月 日付けでされた審査請求について、次のとおり福井県公文書公開審査会に諮問したので、福井県情報公開条例第19条の規定により通知します。

公文書の名称	
審査請求の対象となつた公開決定等	年 月 日付け 第 号による 公文書(公開・一部公開・非公開)決定
審査請求の趣旨	
諮問年月日	年 月 日
担当	(電話番号 内線())
備考	

労働委員会告示

福井県労働委員会告示第3号

福井県情報公開条例施行規程を廃止する告示を次のように定める。

令和5年6月27日

福井県労働委員会 会長 井上 毅

福井県情報公開条例施行規程を廃止する告示

福井県情報公開条例施行規程(平成12年福井県地方労働委員会告示第2号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年6月28日から施行する。

正 監

令和5年4月25日福井県告示(保安林の指定の解除の予定)

ページ	2	2	3	誤	正
				大飯郡おおい町名田庄西谷26字	大飯郡おおい町名田庄西谷26号